

住宅・ブロック塀の耐震化に関する補助制度のご案内

問 建設課 都市計画係 ☎62-9217

町では住宅の耐震診断や補強、ブロック塀の撤去や補強をする方に補助を行っています。地震に備えて耐震化を進めましょう。

申請にはいくつかの手続きが必要となりますので、補助金交付を希望される場合はまず担当係へご連絡ください。

●耐震診断補助

- 【対象】 ・昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅
・木造在来工法の住宅
・長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- 【補助】 ・精密耐震診断を希望する方に、診断士を無料で派遣



●耐震補強事業補助

- 【対象】 ・耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、工事により総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回ることが見込まれる住宅
- 【補助】 ・工事費の2分の1（上限100万円）を補助

●ブロック塀撤去・補強事業

- 【対象】 ・道路沿いの高さ70センチメートル以上のブロック塀で、ひび割れ、破損、傾斜等が見られるもの
- 【補助】 ・工事費の2分の1（上限10万円）を補助

富士見町住宅リフォーム事業補助制度のご案内

問 建設課 都市計画係 ☎62-9217

町では、町内業者に依頼して住宅のリフォームを行う町民の方に、費用の一部を補助します。

- 【対象者】 ・町内に住民登録のある方、またはこれから居住し住民登録をしようとする方（ただし、完了実績報告時に住民登録されている場合）
・町税等を滞納していない方

- 【対象建築物】 ①対象者が町内に所有し、居住または居住しようとする個人住宅部分
②住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等
③道路に接していないブロック塀の撤去
- ※①②の住宅には火災報知器が設置されている必要があります。未設置の場合は設置が必要です。
- ※過去に補助の対象となった建築物（同一敷地内の建築物を含みます）は補助の対象となりません。
- ※道路沿いのブロック塀の撤去の際は、上掲の「ブロック塀撤去・補強事業」をご利用ください。

- 【対象工事】 ・平成31年4月1日以降に着工し、年度内に完了実績報告書が提出できる工事
・工事に要する費用が10万円以上の工事
・町内業者が施工する工事

- 【補助金額】 ・補助対象工事費の10%で、1,000円未満を切り捨てた額（上限10万円）

【申し込み手続き】

リフォーム工事着工前に、補助金交付申請書を提出してください。
また、申請前の事前相談をお願いします。